

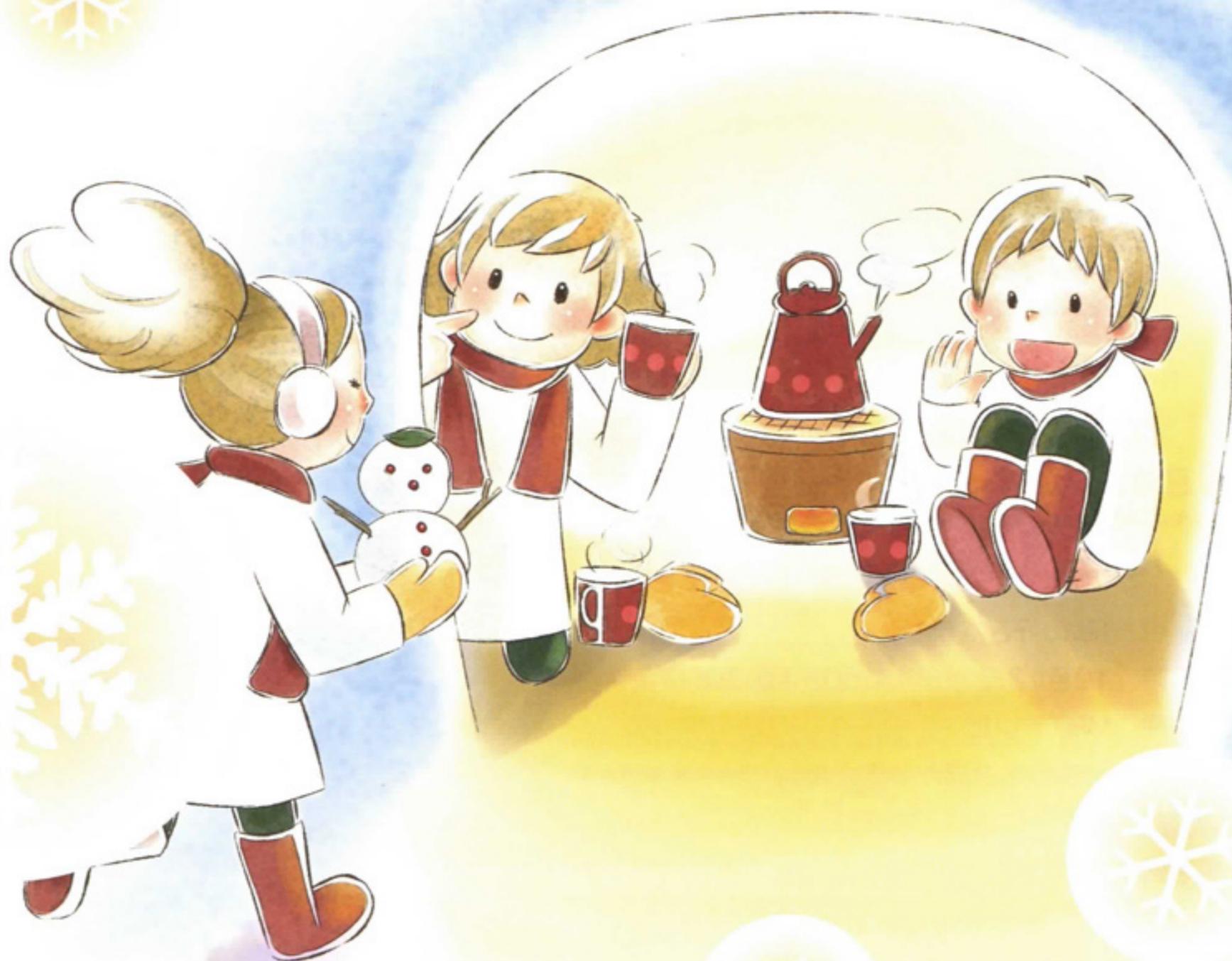


宮崎県人権啓発シンボルマーク

vol.8 平成21年12月号

お互いの「人権」を認め合い、大切に作る心を育てていくために。

じんけんの風



Contents.

- 1 12月4日～12月10日は人権週間です!!
- 2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間
- 3 みんなの人権!思いやり交流プラザ2009
- 5 私たちの暮らしと人権～同和問題～
- 7 関係機関・グループの紹介
DV被害者支援グループ「レディーススペース くすのき」
- 8 TO YOUR HEART
- 9 わたしたちの人権講座
- 10 インフォメーション

宮崎県
人権啓発センター
だより

vol.8

12月4日～12月10日は人権週間です!!

20世紀は、二つの世界大戦が起こり、多くの尊い命が奪われました。特に第二次世界大戦においては、特定の人種への迫害、大量虐殺など人権侵害や人権抑圧が横行しました。

その反省に立ち、1948年12月10日、パリで開催された第3回国連総会において、「世界人権宣言」が採択されました。

国際連合は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権の大切さを呼びかける行事等の実施を要請しています。

日本では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、さまざまな啓発活動を実施しています。宮崎県でも、多くの人に人権に対する意識を高めてもらえるよう、テレビを活用した広報や街頭啓発などを集中的に行います。

「世界人権宣言」は、生命・身体の安全その他多くの基本的人権についての基準を示したものであり、それ自体が法的な拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。

この宣言は、全ての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、多くの国に最も重要な国際的人権基準として受け入れられています。

世界人権宣言

第一条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

〈人権週間での企画〉

人権啓発ドラマのテレビ放映

- 作品名 「私の好きなまち」
- 放映日時 12月12日(土) 14:50～15:30
- 放送局 MRTテレビ

ご覧になった感想をお聞かせ下さい。

抽選で記念品をさしあげます!!

◇感想を送る方法

郵便、FAX又はEメールで、感想(様式や字数は自由)と住所、氏名、学年又は年齢、電話番号を記入してお送り下さい。

◇締め切り

平成21年12月25日(金) 郵送の場合は当日消印有効

◇あて先

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 (県庁8号館6階)

宮崎県人権啓発推進協議会(事務局:宮崎県人権同和対策課)

FAX 0985-32-4454 Eメール jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp

※いただいた個人情報は視聴者層の把握及び記念品発送以外には使用せず、厳重に管理します。



12月10日から16日までは

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

○拉致問題など北朝鮮当局による人権侵害問題の一日も早い真相究明と全面解決のためには、一人ひとりがこの問題に対する認識を深めていくことが重要です。

県では、拉致問題に対する県民の皆さんの関心と認識をより深めていただくため、関係機関と協力し、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心として、さまざまな啓発活動等に取り組んでいます。

○拉致問題に関するパネル展を開催します。

期間 平成21年12月1日(火)～
12月13日(日)

会場 県立図書館1Fギャラリー
(宮崎市船塚3-210-1)

お問い合わせ 宮崎県文化文教・国際課
TEL.0985-26-7004

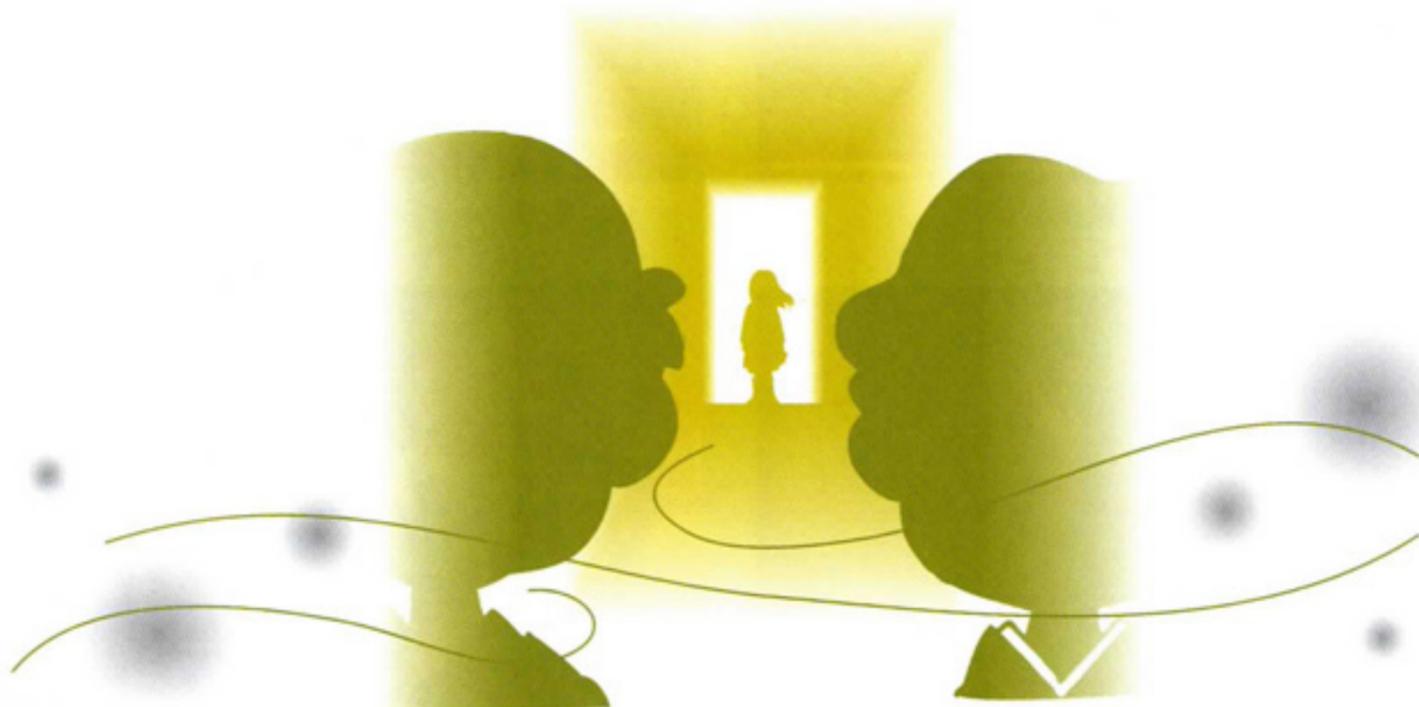
拉致被害者全員の 早期救出を!

政府が認定している拉致被害者(17人)のうち、原敕晁(はらただあき)さん(長崎県出身)は宮崎県内で拉致されています。

また、北朝鮮に拉致された疑いがある、いわゆる「特定失踪者」の県内関係者も4人おられるなど、本県も拉致の現場となっています。

拉致問題は、決してひとつとはありません。

この機会に、拉致問題に対する認識を深めていただくとともに、拉致被害者の早期救出に向けて、県民の皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。



みんなの人権!思いやり交流プラザ 2009

10月11日(日)、都城市総合文化ホール・神柱公園において「みんなの人権!思いやり交流プラザ2009」を開催しました。

落語家 林家染弥さんの講演「師弟関係から学んだもの」と上方寄席芸の世界や桑山紀彦さんの「地球のステージ」のほか、ワークショップ、NPO等の活動紹介コーナー、人権相談、パネル展示、体験コーナー、ミニコンサートなど、人権に関する活動を行っている市民グループや様々な団体・企業等の方々による多彩な催しが行われ、多くの皆さんに参加していただきました。

県民の皆さんに、気軽に楽しみながら、様々な人権問題について、あらためて考えていただく機会を提供できたことはもちろんですが、企画段階からこの催しに関わっていただいた多くの市民グループや団体、関係機関等のネットワークがさらに深まったことも大きな成果だったと考えています。



オープニングアトラクション
(子供熊襲踊保存会)



あいさつ (河野俊嗣 宮崎県副知事)



あいさつ (池田宜永 都城市副市長)



林家染弥さんの講演
「師弟関係から学んだもの」



上方寄席芸の世界



ワークショップ「一緒に作ろう生キャラメル&簡単にできるアート作り、家族の集い」



「デートDV防止ワークショップ」



人権に関する団体等の活動紹介ブース



CSR（企業の社会的責任）の取り組みについての紹介ブース



屋外ステージ



物産展・飲食コーナー

写真で全てを紹介することはできませんが、このほかの催しにも多くの方々に参加いただき、また、天候にも恵まれ、盛況のうちに終了することができました。

私たちのくらしと人権～同和問題～

Q1 同和問題とは、どのような問題ですか？

A1 被差別部落や、同和地区などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるということを理由に、社会生活において様々な差別を受けることがあるという、重大な人権問題です。

Q2 同和問題は、まだ解決していないのですか？

A2 依然として同和問題は解決していません。

例えば、結婚について、「同和地区の人だから結婚に同意できない。」という偏見で交際や結婚に反対されたり、結婚できなかつたりすることがあるのです。

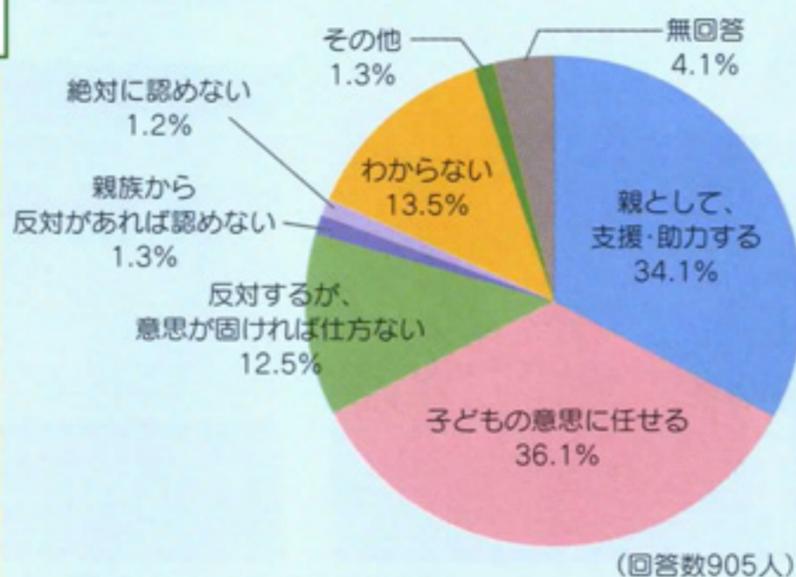
また、インターネットで同和地区の所在地や同和問題に関する差別的な書き込みが行われたり、不正に入手した戸籍謄本などが調査会社に横流しされるといった事件などが起こっています。

「人権に関する県民意識調査」 2008(平成20)年9月 宮崎県実施

子どもから、同和地区出身者の方と結婚したいと相談されたらどうするか。

右のグラフから、「こどもの意思に任せる」と回答した人が最も多く、「こどもの意思を尊重し、親として支援・助力していく」と回答した人と合わせ7割を超えていることがわかります。一方で、「反対」「認めない」という回答の合計も1割を超えています。

このことは、同和問題が決して過去の問題ではなく、現在も続いている問題であることを示しています。



Q3 同和地区は、いつごろできたのですか？

A3 最近の同和地区の歴史的起源に関する研究では、中世に社会的、世俗的に成立し、近世に政治的、制度的に固定化されたとする「中世起源説」が定説となりつつあり、現在も研究が進められています。

Q4 同和問題は、なぜ今も残っているのですか？

A4 私たちの社会を見ると、一面では、経済や産業などが発達し、近代的な市民社会の性格をもっていますが、他面では、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される風習など前近代的な身分社会の性格がまだ残っています。このような日本社会の特質が、同和問題を残存させ、結婚や就職に際しての差別が後を絶たない現実を生み出していると言えます。

Q5 そっとしておけば、同和問題は自然になくなるのではないですか？

A5 「同和問題について教えることなく、そっとしておけばだんだん知っている人も少なくなり、差別も自然になくなっていく」という「寝た子を起こすな論」が多くの人に影響を与えています。

しかしそれは、今も差別を受けている人々に対して、「差別はいつかはなくなる。それが10年後あるいは100年後になるかもしれないけれど、なくなるまでは我慢してください。」と言っているのと同じことになります。

さらに、「寝た子を起こすな」と言われて、同和問題を一生知らずに過ごすことができるのでしょうか。逆に、親や親戚、あるいは近所や職場の人などから誤った知識や偏見を受け継いでしまい、それをまた周りに伝えてしまう可能性も大きいのではないのでしょうか。

Q6 同和問題を解決するためには、どうすればよいのでしょうか？

A6 私たちの身の周りに生き続けている様々な前近代的な社会意識や風習が、同和問題を無意識に助長することにつながり、また予断と偏見が差別的な言動となって日常生活の中で現れることを考えれば、同和問題と日常生活とは非常に深い関係があるといえます。自分は差別しないから、同和問題とは無縁だと思い込むのはまちがいです。

私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解するとともに、身近な生活の場（家庭、職場、地域社会）で、人権尊重の意識を高めていくことが大切です。

家庭では、親は健全な家庭づくりに努めるとともに、職場や地域社会における研修会などに積極的に参加し、学習したことを家族の中で話し合うことが大切です。

職場では、職員の採用方針から教育訓練・職場配置等の一連の過程において、一貫して人権を尊重し、公正に行うことが必要です。また、従業員研修を積極的に行うとともに、地域における人権啓発活動への協力や参加など、人権意識のさらなる高揚のための取り組みが期待されています。

地域社会では、一人ひとりが自分の身近な生活を見つめ直すとともに、人権啓発に関する講演会や講座等に積極的に参加し、人権意識の高揚を図ることに努めましょう。



(関係機関・グループの紹介)

DV被害者支援グループ 「レディーススペース くすのき」

「レディーススペース くすのき」は女性に対する重大な人権侵害であるDV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者など親密な関係にある男女間における身体的・精神的苦痛を与える行為）の防止及び被害者サポートを、市民の立場から行うことを目的に、平成17年7月に設立したグループです。

現在でも、毎日DVを原因とする事件が後を絶たず、日本では1年間に120人～140人の女性が殺されています。その後ろにいる子ども、家族（祖父母）などが深刻な影響を受けることを考えると、DVは個人的な問題ではなく、重大な社会問題であると思います。このような状況をなくすために、DVに対する認識と理解をさらに深めながら、現在、夫や恋人などからの暴力に怯えている女性や、専門の施設に駆け込み、様々な支援を受けつつ社会的自立を目指す女性たちの支援を、市民としての視点から行っています。

(活動内容)

■出前講座

1人でも多くの方々にDVについて理解をしていただくために、5～6人の小グループからの依頼も受けております。

■広報・啓発活動

DVは被害者や周囲の人々にとって個人的な問題であると思い、相談できず孤立し、生きづらく感じています。自分の住む地域の相談窓口を含む生活情報を届けることが、災害や犯罪に巻き込まれた場合に対応が早く取れる事になるという視点からポスターや啓発カードを配布しています。

■生活資金貸付

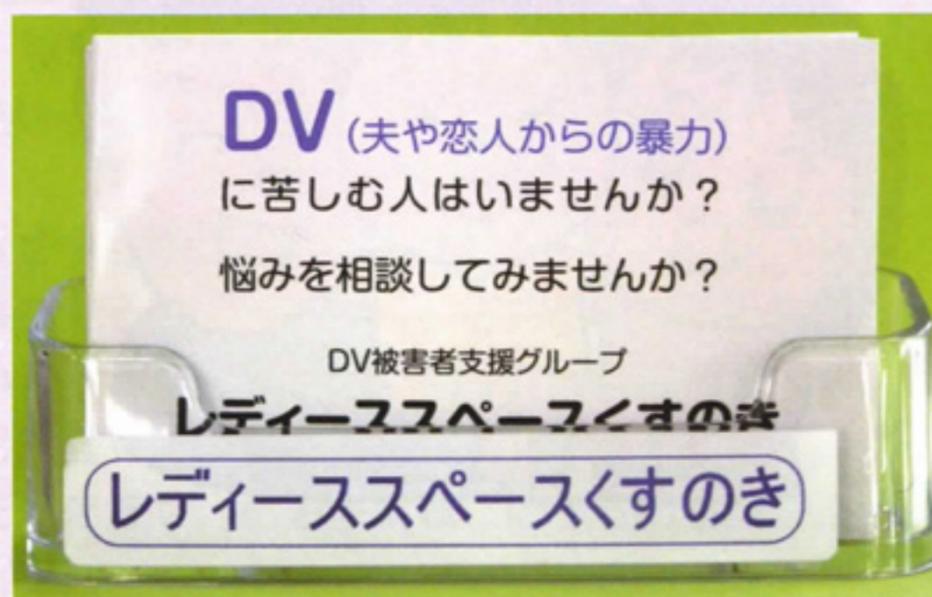
現在の公的制度で十分な支援が受けられない状況にあるDV被害者（都城市周辺）にたいして、心身の回復を図り自立するために、緊急なお金が必要な方に貸し出します。

原則として公的機関と当グループを窓口として被害者に貸し付けるものです。

■電話相談（女性ホットライン くすのき）

毎週土曜日の14時～16時（0986-36-0740）※秘密は守ります

【お問い合わせ先 事務局】 TEL・FAX.0986-38-2471





TO YOUR HEART



～平成21年度人権に関する作品(作文の部)受賞作品から～

小学生3年生以下の部 最優秀賞「かわいい弟」

日南市立南郷小学校 3年 得丸慶人さん

ぼくの弟は、あまり言葉がしゃべれなく、とくべつしえんクラスの一年生です。

登校する前もじゅんびがおそく、ぼくは、「もう、早くしてよ。」と言って、まっています。字を書いたり、本を読んだりする事がにが手です。

学校で、出来ない事があつたら、すぐに泣いてしまいます。ぼくたちのように、言葉がしゃべれる人たちは、

「分かりません。」と、自分の気持ちを言葉で伝える事が出来るけど、弟はそれが出来ないので、かなしくて泣いてしまうと思います。

弟が小学校に入学する前に、お母さんがぼくに、「弟が、しえんクラスに入るかもしれないけど、どう思う？」

と、聞きました。ぼくは、「しえんクラスだろうが、ふつうクラスだろうが、一生けんめいがんばれば、どちらでもいいよ。」

と、言いました。お母さんは、ぼくに、「ありがとう。」と、言って泣きそうな顔をしていました。

ぼくが、そう言った理由は、弟がようち園

の時、登りぼうやさか上がりを、泣きながらもがんばったすがたを見て、学校でもだいじょうぶと、思ったからです。それと、弟にあったクラスの方が、学校が楽しいと思うと思ったからです。

弟は、ぼくや家族には、たくさん話をしてくれます。弟がいっぱい話をしてくれると、周りの人がえ顔になります。だれかが、けんかをしていると、弟が、

「けんかはだめだよ。」と、言ってくれます。そうすると、みんなすなおに、

「ごめんね。」と、言えます。

これが弟のふしぎな力なのかな。

学校で、弟が友だちに、「あそぼう。」と、言えないで、一人でいる時は、「いっしょにあそぼう。」

と、言うとうれしそうです。

弟が、いろんな人に話が出来ると、学校がもっと楽しくなるのになあ。

ぼくは、弟にその楽しさをもっと味わわせてあげたいです。

※受賞作品のうち優秀賞以上の作品については、「人権に関する作品展」での展示や人権啓発資料「人権に関する作品集」などで紹介します。(人権に関する作品展については、10ページをご覧ください。)

わたしたちの人権講座 (県民人権講座)

宮崎県人権啓発センターでは、研修視察に来られた方々を対象に「わたしたちの人権講座(県民人権講座)」を開いています。

平成21年9月15日(火)
日向市八重原高齢者学級の皆様



平成21年9月17日(木)
西都市穂北地区うすでご教室の皆様



平成21年10月20日(火) 西都市妻地区ひまわり教室の皆様



平成21年10月22日(木)
西門川小・中学校家庭教育学級の皆様



※「わたしたちの人権講座(県民人権講座)」の申込は、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり20名位までです。時間は概ね60分程度ですが、内容により調整します。

研修内容、その他の相談にも応じます。

詳しくは、宮崎県人権啓発センター
TEL.0985-32-4469まで、お尋ねください。

平成21年度人権同和問題講演会のご案内

演題—「今を生きる」

講師—ふじい藤井 てるあき輝明 氏
医学博士、鳥取大学大学院医学系研究科教授

日時／平成21年12月22日(火)14:00～15:40
場所／JA・AZMホール 大ホール
宮崎市霧島1丁目1番地1
TEL.0985-31-2000

昭和32年、東京都国立市生まれ。2歳の頃から右頬に赤み(海綿状血管腫)が現れ、幼少期から“いじめ”にあう。現在は、顔に病気や傷などを抱える人たちに対する差別・偏見をなくすために、自身の体験を基にして全国各地で講演活動や交流活動を行っている。講演では、藤井氏のこれまでの体験・経験をもとに、人権尊重への思い、これからの人権啓発・教育の在り方などについてお話しいただきます。著書:「運命の顔」「この顔でよかった」「笑う顔には福来る」他

- 主催／宮崎県
- 申込先／宮崎県県民政策部人権同和对策課（県庁8号館6階）
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 TEL.0985-32-4469 FAX.0985-32-4454

人権に関する作品展

人権問題に対する理解と人権意識を高めることを目的として、学校や教育委員会の協力を得て、人権に関する作品の募集を行いました。

今年度は、310の小学校・中学校・高等学校、特別支援学校などから、9,715点の作文、8,757点の図画・ポスターの応募がありました。

審査において、最優秀賞8点、宮崎日日新聞社賞1点、優秀賞23点、奨励賞44点が選定されました。

受賞作品のうち優秀賞以上の作品について、次の期間・場所で展示を行います。

＜人権に関する作品展＞

12月1日(火)～13日(日)：県立図書館1階ギャラリー
12月4日(金)～10日(木)：県庁本館1階

また、作品展のほか、カレンダーや人権啓発資料等に活用させていただきます。ご協力ありがとうございました。

人権啓発センターライブラリーコーナー『新着図書紹介』

※ライブラリー新着図書の一部をご紹介します。

タイトル	著者	出版社	分野
いのちをいただく	文 内田美智子 絵 諸江 和美	西日本新聞社	人権全般
アサーション・トレーニング ～自分も相手も大切に自己表現～	監修 平木 典子	至文堂	人権全般
差別と日本人	野中 広務 辛 淑玉	角川書店	人権全般 同和問題
人間回復 <small>とぎ</small> の瞬間	上野 正子	南方新社	ハンセン病
ゆびさきの宇宙 ～福島智・盲ろうを生きて～	生井 久美子	岩波書店	障がい
半島へ、ふたたび	蓮池 薫	新潮社	拉致被害者
アフガニスタンの少女、 日本に生きる	虎山 ニルファ	草思社	外国人
男性介護者100万人へのメッセージ ～男性介護体験記～	男性介護者と支援者の 全国ネットワーク	クリエイツかもがわ	高齢者

宮崎県人権啓発センターのご案内

- ① **研修会の実施**
 - ・人権啓発指導者研修 ・地域人権セミナー
 - ・企業人権セミナーなど
- ② **研修会への講師の紹介及び派遣**
 - ・企業や民間団体等の研修会へ職員のパネル、外部講師の紹介
- ③ **人権に関する作品募集**
 - ・小、中、高校生から人権に関する作文や図画・ポスターを募集
- ④ **人権啓発情報誌及び資料の作成**
 - ・「じんけんの風」やパンフレット、啓発資料等の作成
- ⑤ **マスメディアによる啓発**
 - ・人権啓発映画のテレビ放映や人権啓発CMの放送、新聞などによる広報
- ⑥ **夏休みふれあい映画祭の開催**
 - ・夏休み期間中に、親子で楽しめる人権啓発映画の映写会を開催
- ⑦ **ホームページでの情報提供**
 - ・研修やイベント、センターの事業内容などを紹介
- ⑧ **人権啓発ビデオ等の貸し出し**
 - ・ビデオテープや図書、機材等を無料で貸し出し
- ⑨ **人権に関する相談**
 - ・人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます 人権相談専用電話 (0985) 26-0238
- ⑩ **県民人権講座(わたしたちの人権講座)**
 - ・研修視察等、随時、団体受付を行っています。
- ⑪ **団体情報登録制度**
 - ・県内の人権啓発に関する活動や人権問題に取り組んでいる民間団体やグループを対象とした団体に関する情報の登録制度です。

団体情報登録のメリット

 - ・研修室、メールボックスなどセンターの施設の利用
 - ・ホームページなどでの活動紹介
 - ・各種啓発事業や研修会等の案内や情報誌「じんけんの風」や啓発資料の配布など、情報の随時提供
 - ・交流会の開催など、団体相互の交流の支援

登録の方法

 - ・所定の登録申込書に必要事項をご記入の上、活動内容のわかる資料を添付して、センターにご提出ください。

■図書・ビデオ等の貸出について

貸し出しの際には、あらかじめ貸出利用登録をお願いします。
登録の手続については、センターにお尋ね下さい。

◆貸出冊数及び貸出期間

- | | | |
|-------|-------------|-------------|
| ① 図書 | 貸出冊数: 3冊以内 | 貸出期間: 14日以内 |
| ② ビデオ | 貸出本数: 3本以内 | 貸出期間: 14日以内 |
| ③ 機材 | 貸出期間: 14日以内 | |

(機材…16mmフィルム映写機、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

◆ビデオについて

ライブラリー所蔵のビデオの種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申し込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いいたします。



編集後記

皆様、宮崎県の人権啓発キャラクターを、ご存じでしょうか？

そうです。「ジンケンジャー」です。ところで、先日、インターネットのニュースに、「ジンケンピンクが…」という見出しがあり、びっくりしました。

しかし、よく見ると、それは「ジンケンピンク」ではなく、テレビで放送中の「侍戦隊シンケンジャー」の「シンケンピンク」でした。たった1文字に濁点があると、無いとで大違いです。

繰り返しますが、宮崎県の人権啓発キャラクターは、「いじめ差別偏見なくし隊 ジンケンジャー」です。

(宮)



宮崎県人権啓発センター

宮崎市橋通東2-10-1 県庁8号館6階(宮崎県人権同和対策課内)
TEL.(0985)32-4469 FAX.(0985)32-4454

◎情報・ご意見などをお待ちしています。 <http://www.m-jinken.jp/>